

古代初期日朝関係史——とくに好太王碑文辛卯年条を中心として——(下)

小林 敏 男

6

次に新羅征討に關係する神功紀四十九年己巳条の検討に入つていきたい。

冊九年春三月、以荒田別・鹿我別爲將軍。則與久氏等、共勒兵而度之、至卓淳國、將襲新羅。時或曰、兵衆少之、不可破新羅。更復、奉沙白・蓋盧、請增軍士。卽命木羅斤資・沙々奴跪是二人、不知其姓名也。但木羅斤資者、百濟將也。領精兵、與沙白・蓋盧共遣之。俱集于卓淳、擊新羅而破之。因以平定比自怵・南加羅・喙國・安羅・多羅・卓淳・加羅、七國。仍移兵、西廻至古奚津、屠南蠻忱彌多禮、以賜百濟。於是、其王肖古及王子貴須、亦領軍來會。時比利・辟中・布彌支・半古、四邑、自然降服。是以、百濟王父子及荒田別・木羅斤資等、共會意流村今云州流須祇。相見欣感。厚禮送遣之。唯千熊長彥與百濟王、至于百濟國、登辟支山盟之。復登古沙山、共居磐石上。時百濟王盟之曰、若敷草爲坐、恐見火燒。且取木爲坐、恐爲水流。故居磐石而盟者、示長遠之不朽者也。是以、自今以後、千秋萬歲、無絶無窮。常稱西蕃、春秋朝貢。則將千熊長彥、至都下厚加禮遇。亦副久氏等而送之。

研究史では、末松保和の『任那興亡史』^①が出発点となる。ここでは、四十九年己巳条の記事に不合理・不自然性(あらゆる点で二重二元的である)がある、事実の記載としては頗る不確さがあるとみとめているが、全体を肯定的に「己巳の史実」としてとらえている。とくに今日では疑問が出されている加羅七国の平定記事を倭国の「任那」支配の成立とみている。末松は己巳年(三六九)の倭国出兵の目的は、(1)東方において新羅を討ち、(2)西方においても示威を示すこと、即ち新羅を討つことによつて加羅の諸国を日本へ帰依せしめること、新羅の発展を現状でとどめしめることに意義があつた。その軍事的行動はある程度まで大規模な画期的出兵であつた。そしてその兵の一部が百濟父子に導びかれて百濟国へ向かつたのであり、百濟との關係は同時に任那の成立であるとされている。すでにのべたように、末松は、三一三・四年の樂浪・帶方郡の滅亡は、倭人

の活動に一大転回をおこし、倭人の三〇〇年来の半島における活動を全面的に拒否するものであったとし、倭人は狗邪韓国を以て韓地における百濟・新羅とともに第三の統一の中心として全韓地の統合を企画せざるをえなかったであろうし、遠くは樂浪・帶方に至る半島西岸および南岸の海上権の維持についても苦心するところがなければならなかったとして、倭人の樂浪・帶方郡時代の半島における長期の活動（五七年樂浪郡、後漢への派遣以来の）を重視している。末松の右の見解は、記事の細かな分析を措いた全体的な大局観にもとづくものであった。

四十九年己巳条について池内宏^⑧は、七国平定の所伝については、卓淳国を根拠として兵を動かしながら又その卓淳国を征服するという不合理をもつものでこの所伝は事実として承認すべからざるもので、書紀の編者がより時代の下った任那日本府の管下におかれた任那の諸小国の服属の起源を説明しようとする特別な意図をもってみだりに造作して挿入したものであらうとしている。一方、木羅斤資・沙々奴跪が精兵を領して沙白蓋盧とともに卓淳国を本拠として新羅を破つたという点については、百濟記にもとづくもので、その確実性を疑うことはできない（但し、荒田別・鹿我別の出征は無用の冠とみる）とし、新羅では奈勿王が勃興の勢を示した時代で、安羅・加羅・卓淳などの任那の諸国はその圧迫をこうむりこれに対抗する必要性があり大和朝廷の威力を借りようとした。大和朝廷はすでにこれより以前これら南部の諸国と密接な関係をもっていた（池内は卓淳を安羅と加羅（金海）との間に介在して、南に馬山湾をひかえた漆原・昌原の地とみている）、即ち甲子の年（三六四）に少し先だつ四世紀中頃大和朝廷の勢力はすでに半島南部の加羅諸国におよんでいたのみならず、そのころこれらの諸小国をたすけて、当時ようやく勃興の勢を示した新羅に対してある打撃をあたえたことがあり、それがさらに百濟をして自国の利益のためにわが国に通聘せしめるようになったであろう。換言すれば、百濟来服の事実はそれに先立つてある新羅征討があつたであろうことを推測せしめるとしている（傍点、筆者）。池内の見解も、基本的認識においては末松と違いはない。

次に三品彰英^⑨は、己巳年の記事を詳細に分析批判している。三品によると、木羅斤資や沙々奴跪が精兵を領して卓淳に集結して新羅を撃つたという点に関して、卓淳の位置に注目する。卓淳（今の大邱）は加羅諸国のうち最も奥地に位置しておりこれは日本からの作戦としては不自然で、百濟（漢城を都とする）の側を中心としてみた場合、自然な地理的順路であるという。近年、卓淳を昌原（金海に近い地）に比定する合理主義的解釈もあるが、大邱は現在でも韓国の大都會であり、交通の要衝であつて新羅の都慶州を攻撃するにも至便な地である。卓淳はやはり大邱に比定すべきであらう。

三品は、卓淳に兵を集約して特に百濟の將軍の木羅斤資の精兵によつて新羅を討つて北の方から加羅諸国を平定したという書き方もやはり百濟側に立つた記述とみて始めて理解がいく。したがつて、この書紀の文は『百濟記』によつて書かれたもので、日本側には神功皇后の新羅外征説の外には何も伝えられておらず、加羅諸国（広義の任那）の経営開始を説明するにはこのような百濟側の記事を採用するより外はなかつたという。

そこで百済の伝えるように肖古王代に百済が主力となって卓淳を根拠として加羅諸国を平定したというのは三六九年の歴史的事実であろうかとして、卓淳が歴史上問題となるのは欽明紀二年及び五年の記事である。即ち、聖明王代の卓淳国のもつ戦略的意味がそのまま神功紀の卓淳問題を反映している。結論として、聖明王代の現実を歴史的に由来づけ肯定するためにそれを古く肖古王代に投影したものと推断された。

ところで問題なのは、木羅斤資や沙々奴跪という人物名は四世紀後葉から五世紀初葉にかけての人物であつて、三品は「木羅斤資が新羅を討ち加羅を平定したことは一応歴史的事実と考えてよからうが、その範囲が比自焔以下の七国であるという記載はなお充分に批判しなくてはならない」「百済王が任那のミヤケ（後の日本府）と加羅諸国の支配をめぐつて対立したことは独り後の聖明王代だけのことでなく、木羅斤資父子の時代からで、四世紀後葉から五世紀初葉にかけての初期加羅問題の頃にもこうであつたことは窺い得るのである」（傍点、筆者）と述べている。

三品は結論として、加羅七国平定記事は欽明紀の聖明王代の時点における加羅戦略を反映した記事となつてはいるが、一方、「加羅七国の平定という史実は別途に考えなければならぬ」と傍点をとくに打つて強調される。即ち、日本軍の加羅方面をはじめ、新羅・百済への進駐は、かの広開土王碑の語るところによつても明らかであり、当時加羅方面では安羅がその有力な拠点であつた。神功紀四十九年を干支修正して三六九年とすれば、四世紀後葉には日本の加羅経営が開始されており、その時いわゆる加羅七国の範囲を含んでいたとしても過大な推断ではなからう。その意味において、神功紀四十九年の七国平定の記事は後代からの潤色された書き振りを取り去つて、しかもそこにそれに近い史実を認めることが出来るであろう」と言われていることはよく理解できる。三品の場合もその緻密な実証にかかわらず、その基本的認識は末松、池内と同じ線上にある。三氏に共通するのは、己巳年条の種々の矛盾はみとめるものの、基本的認識は書紀の大枠での主張点はみとめようとするものであり、それは日朝関係の全体的な認識とかわつてはいる。また、それは、史料に矛盾があるからといってそれを虚構・造作と考えてそれを無視しようとする態度ではない。

これ以後、三品のとつた書紀批判の造作・反映論の方法がより深化（多様化）されていった。山尾幸久の己巳年条の分析は細部にわたつてもつとも徹底して説得力のある有力説となつてはいる。その結論は、四十九年の己巳年は、三六九年でなくもう一巡さげた四二九年で、『百済記』では毗有王の時代であつたとする。すでにみたように山尾は、木羅斤資・木滿致父子に関する『百済記』（神功皇后紀四十九年、同六十二年、応神天皇紀二十五年）の記載は毗有王代から蓋鹵王の時代にかけてのものであつて、これを三巡繰り上げて神功紀の記載となしたもので、実際の「任那」成立・経営は木羅斤資・木羅滿致の事績であつたとされた。即ち、「五世紀後半に旧弁韓から辰韓の一部を含む小国の首長を一括する組織又は態勢を樹立して君臨した人物は木羅滿致であつて倭王ではない」とされ、その木羅滿致が百済蓋鹵王の敗北、百済王権の再興をめぐつての権力抗争に敗北して四七四年（応神紀二十五年）に引く百済記に倭国に亡命して来た結果、滿致が倭王の臣となることによつて倭王権がその一括支配を継

承することになったとされた^⑦。山尾は、結局、己巳（四二九）年の史実とは、百済の木羅斤資らが倭の軍（沙々奴跪）を率いて新羅（駐屯の高句麗）と戦い、大加羅（高靈）に支配権を樹立したものとみている（七国平定の記事は七支刀献上の縁起として神功紀編者が添えた作文に過ぎないとする）。

次の田中俊明^⑧も基本的に山尾の主張を受けついでいるが、山尾説の木羅斤資が大加羅に支配権を樹立したとする想定は史料の根拠がないものとして斥ける^⑨。田中は、四二九年に繫年されて記されていた百済記を復元すると、百済の将であった木羅斤資は沙白蓋盧や倭の沙々奴跪らとともに精兵を率いて卓淳に集結し、新羅を撃破し、兵を西に移して南蛮の仇弥多礼を攻取した。その時比利らの四邑がみずから降伏してきた。木羅斤資は凱旋し、意流村まで来た百済王（「父子」と「荒田別」は書紀編者の付加とする）と会し、王は彼をもてなして送らせたとあった。しかし、南蛮仇弥多礼の攻取や比利以下四邑の降伏は、木羅斤資の活躍をより華々しくするための百済記の造作であるとする。結局、田中であって四十九年己巳の記事で、三六九年の史実として残るのは、本来の百済記に「職麻那那加比跪」（千熊長彦）が百済に来て百済王（肖古王）と会し、百済王は久臣らを付けて送ったとある部分であったという^⑩（この点、山尾は千熊長彦と百済王との辟支山・古沙山での誓約も神功紀編者の作文とみる）。田中になって、四十九年己巳の記載が四二九年の史実として定着した感がある。また書紀のみならず、百済記の造作が指摘されているのは注意される。

次の高寛敏^⑪も基本的に山尾説に拠りながらも細部においては見解を異にし、七国平定記事は百済記の原文では、「任那」とあったはずで、木羅斤資は任那（任那加羅）で新羅を打ちある程度成果をあげた結果、任那に影響力を行使するようになったと解釈している。高がそのように解釈したのは、山尾が七国平定を百済による加羅（大加羅）支配とするがそれは疑問で、それでは応神紀二十五年の百済記が「木満致……以其父功、専於任那」とあるのが理解できないとして、それは山尾が卓淳を内陸部の大邱に比定したからだという。卓淳は南海岸部の昌原とする。

なお、山尾説は近年の吉田晶^⑫によっても支持されており有力説となっている。

以上の研究史をみると、山尾以来、問題の己巳年条を四二九年の史実を反映したものとみるのが有力となりつつあるが、山尾、田中、高では各々その具体的な歴史像を異にしている。山尾以来の書紀批判はより一層徹底され、その造作・作文が強調されているが、さらに書紀所引の百済記の造作まで指摘されている。正直いって、百済記の造作という点は、検証しようのないものであつて、ますます歴史解釈を複雑化させている。又依然反映論はさかんであるが、その反映論による各人の史実の復元は多様であつて三者三様である。一般に造作の背後に後代の史実を読みとろうとする反映論は、古代史において大きな成果を生んだ一方、收拾できないほどの多様な史実が呈示されることになった。右の三説をみると四十九年己巳から全く異なった五世紀前半の三様の史実が引きだされていることがわかる。山尾以来の研究では結局三六九年の史実復元の入口を失なった

ことになり（神功紀六二年の三八二年、応神紀二十五年の四一四年も同様）、四世紀代の初期日朝関係史は依然空白の闇に封印されてしまったことは否めない。しかし、山尾説の木羅斤資・木満致の年代については、すでにみたように大橋の批判があつて、彼らを四世紀後葉から五世紀初葉頃の人物とすることに問題はないことが証明されたのであるから、己巳年は三六九年のこととみて考察できることになった^⑧。しかし、そうはいっても己巳年条の記事は種々の矛盾・問題点があるもので、それは末松以来の研究史でも指摘されていることである。

結局、現時点でいえることは、己巳年^⑨三六九年の史実としては、百済の将の木羅斤資と倭人の沙々奴跪が共同で兵を率いて、卓淳に集結して新羅を討つたことであろう。そして、この卓淳国が内陸部の大邱の地とすることが動かないとすると、その前提として倭国がすでにこれ以前に加羅諸国（旧弁韓）の南海岸部の地域の南加羅・安羅国などの国々に勢力（影響力）を有していたと想定できる。しかし、このことは史料として示せるものではなく、あくまで大局観からの「想定」にとどまる（但し、起源説話として、崇神紀・垂仁紀に任那・大加羅の倭国への朝貢がみえるが、これはあくまで起源説話であつて史実ではない）。加羅諸国の七国平定を己巳年に置いたのは、すでに指摘されているように問題ではあるが、この時点では南加羅・安羅などの南海岸部の国々に勢力圏をもっていたことはいえるのではないか。筆者は、末松のいうように倭人の楽浪・帯方郡時代、記録的には五七年（倭奴国王の遣使）から両郡滅亡（三一三・四年）までの朝鮮半島での活動の歴史を重視する。その意味でも三品が「神功紀四十九年の七国平定の記事は後代からの潤色された書き振りを取り去つて、しかもそこにそれに近い史実が認めることが出来るであろう」と結論づけたことに同感できる。己巳年の記事が種々の矛盾・問題点をもっているのは、日本側の後代の伝承史料もふくめて、わずかな外国史料をかきあつめて神功紀を構成しなければならなかつたため、矛盾があるからその記事は虚構（作文）であるということにはならない。

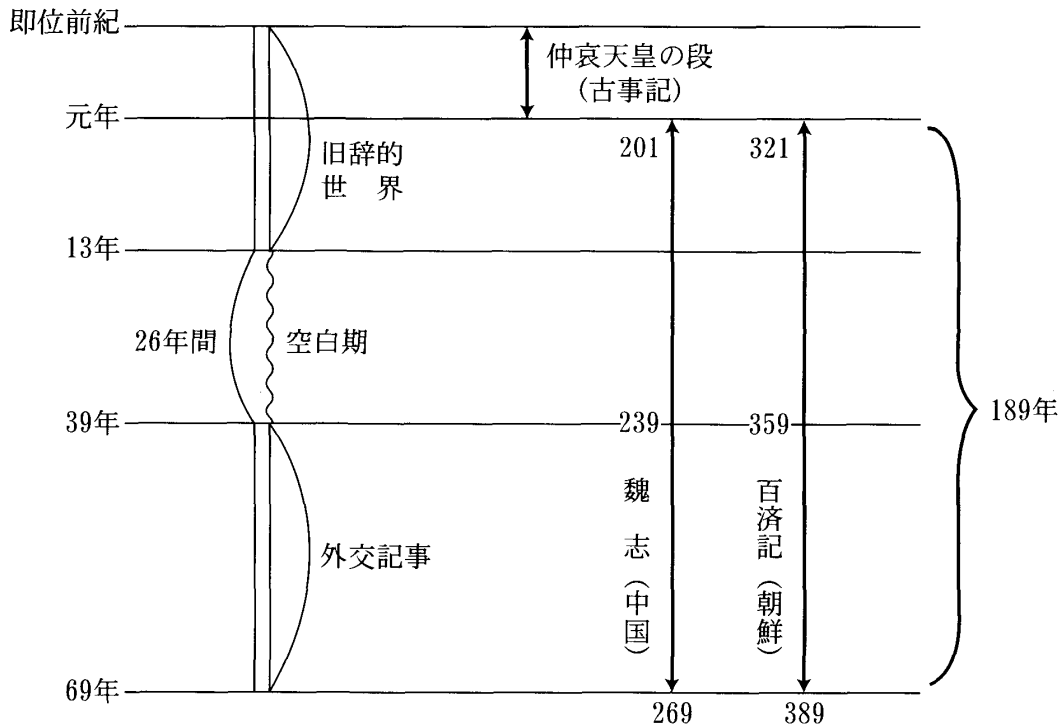
なお、荒田別・鹿我別の新羅派遣は、上毛野氏の纂記（家記）からとられた日本側の伝承であるが、その信憑性は今後の課題としてこのこる。

本稿は、「任那」問題の解明論文ではないので以上にとどめておきたい。結論としては、神功紀四十九年己巳（三六九年）、六十二年壬午（三八二年）にみえる倭国（ヤマト王権）の新羅征討の部分は史実とみてよいということである。

7

そこで考えておきたいのは、書紀における神功皇后紀の位置づけである。神功紀は書紀の編年上重要な位置を占めている。左図にも示したように神功皇后紀は六十九年間の紀年もっている。即位前紀を含めて十三年までは日本側の旧辞的記事が中心である。即ち、伝承・説話の世界である。そして十三年^⑩三十九年の空白期において三十九年から六十九年までは外交記事が集中している。この旧事的記事と外交記事が対応しているという見解もあるが、今これは議論の対象とはしない。問題はこの外交記事は二重の紀年構造をもっている。この点は、近年倉西裕子^⑪が神功紀に二つ

神功皇后紀



の年代列が設定されているということとその意味するものが追求されている。二つの年代列とは、魏志倭人伝によって記載されている記事と百濟記などの朝鮮側の史料をもとに記載されている記事による紀年の二重性である。即ち、神功紀三十九年条には魏志倭人伝が引用されていて、太歳己未年が魏の明帝の景初三年（二三九年）に当ることが明記されている。そこでは日本書紀編者によって、神功皇后が倭女王卑弥呼に比定されているようにみえる。この点は同じく神功紀四十年が魏の正始元年（二四〇年）、四十三年が正始四年（二四三年）にあたるものとして魏志倭人伝が引用され、六十六年は晋の武帝の泰初二年（二六六年）にあたるものとして晋の起居注が引用されている。一方、朝鮮側の史料にもとづくものであろうが、神功紀五十五年（百濟の肖古王（近肖古王）の薨去、五十六年百濟の王子貴須（近仇首王）の即位、六十四年に百濟の貴須王の薨去と王子枕流王の即位、六十五年の枕流王薨去、辰斯王の即位の記事がみえる。干支で示すと神功紀五十五年は乙亥、五十六年は丙子、六十四年は甲申、六十五年は乙酉となる。さて問題の近仇首王の薨去は、『三国史記』百濟本紀によると王の三十年乙亥で西暦では三七五年にあたる。次の近仇首王の即位は、『三国史記』では近肖古王の薨去年の乙亥が近仇首王の即位元年となっていて、神功紀五十六年丙子は、近仇首王の二年となる。これは『三国史記』が「当年称元法」を採用しているためだといわれている。近仇首王の薨去は、『三国史記』では、王の十年にあたる甲申年で、西暦三八四年に当る。枕流王の即位も近仇首王の薨去年と同じであるから『三国史記』と一致する。枕流王の薨去は同王二年の乙酉で三八五年にあたり、辰斯王の即位元年も同年であるから『三国史記』に一致する。以上から神功紀五十五年乙

亥、五十六年丙子、六十四年甲申、六十五年乙酉の記事は、『三国史記』百濟本紀の近肖古王の薨去年、近仇首王の薨去年（即位年は一年のズレがある）、枕流王の即位年と薨去年、辰期王の即位年と干支が一致する。以上から神功紀五十五、五十六年、六十四年、六十五年の百濟王の關係記事は、干支にして二巡（一二〇年）下げれば『三国史記』の年代に一致する。以上のことはすでに明治に那河通世によって指摘されて以来周知の事実^①に属している。

こうしてみると、神功紀の紀年は構造としてみれば、魏志の中国史料による紀年列と朝鮮側の史料による紀年列の一二〇年（干支にして二運）の差のある二つの紀年列（年代列）をもっており、前者の魏志によると神功紀元年は二〇一年、神功紀六十九年は二六九年、後者の朝鮮側の紀年では神功紀元年は三二一年、六十九年は三八九年となる。図表にも示したように、神功紀は六十九年間であるが、実際の経過年数は二〇一年から三八九年までの一八九年間の長さということになる。換言すれば、全体で一八九年間の年数が六十九年間に短縮されているということにもなる。これは、不合理な形で延長されている日本書紀全体の紀年を修正しようとする書紀編者の編年の結果である。周知のように、初期の天皇群の天皇はきわめて長寿で在位期間も長い天皇が多い（神仙思想の影響によるものか^②）。書紀編者はそれらの長寿・在位期間の長さを合理的に縮小化せずにもそのまま伝承として尊重したと思われる。縮小化はできない相談であつたろう。天皇の年令はその帝紀的事項が伝承されていく過程で次第に長寿化したものであつて、書紀編者は天皇の年令・在位期間を伝承としてそのまま尊重したのである。それは、辛酉革命説によつて書紀の紀年が作為的に延長されたのではなく、初期の歴代天皇の長寿伝承を尊重せざるをえなかつたために紀年が不合理に伸びてしまつたと考えられる。

書紀編者は、『日本書紀』という国家正史を編さんする時、日本に伝来する帝紀・旧辞やその他の史料を編年史として編成する必要にせまられた。すでに指摘されているように、雄略朝以後は日本側と朝鮮・中国側との紀年が一致してくるので、編年上とくに問題となるのは雄略朝以前の年代（紀年）の確定である。いわば、日・朝・中の共時的定点が必要となつてくるわけで、神功皇后、すなわちオキナガラシ姫を魏志倭人伝にみる倭女王卑弥呼に比定することで編年史上の定点がえられたわけである。その定点は、神功紀三十九年で太歳己未年と異例の太歳干支を記している。神武天皇辛酉即位年は、辛酉革命説、一節二十一元（一二六〇年、もしくは一三二〇年）によつて、推古九年辛酉（もしくは、斉明紀七年辛酉）を起点に遡つて定められたものでなく、書紀編者は帝紀にみられた初期天皇群の年令（長寿化した天皇が多い）をそのまま伝承として尊重したのである^③。即ち、神武天皇即位年が西暦で紀元前六六〇年にまで伸びてしまつてゐるのは、辛酉革命説による作為・造作でなく、天皇の年令を伝承として尊重した結果である。天皇の年令を合理的精神によつて削つたり、天皇を作為的にふやしたりすることはできなかったのである。それは史官の基本的姿勢であらう。

神功紀をみると、オキナガラシ姫の新羅征討譚や荒田別・鹿我別の新羅征討の伝承、ソツビコや千熊長彦の伝承などがみえる。これら日本側

のもつていた伝承は時代の確定（絶対年代の）ができなかったわけで、ソツビコの場合、井上光貞が論証したように百済記に「沙致比跪」とあったので、それに比定することによってその年代が確定できたし、千熊長彦の場合、百済記に「職麻那那加比跪」とある。

筆者にはまだ日本書紀全体の紀年論を説得的に展開できる力がないが、神功紀一代が六十九年間であるにもかかわらず、実際の経過紀年は二〇一〜三八九年の一八九年間となっているのは不合理にのびた紀年を調整する意図があつたことによるものであろう。

以上からみて、神功紀にみえる百済記など朝鮮側の史料をもとに編年された記事（例えば、すでに考察した神功紀四十九年、六十二年の記事）は、神功皇后の実在性やその年代の考察とは別個の問題として検討してもよいと考える。問題は、日本側独自の伝承を朝鮮側の史料とむすびつけた点をどの程度信憑性のあるものとして扱えるかどうかである。それはむづかしいことであるが、全般的状況のなかで判断するよりは仕方ないことである。みだりに造作・作為、虚構とすべきではないと思う。

8

以上、論証してきたことは、「辛卯年以來」百済・新羅の「臣民化」の意味するものを三九一年以前にさぐつたのである。百済に関しては、四世紀後半の対高句麗戦の背後に倭国があり、百済が倭国の軍事指揮下にくみこまれていたという認識があり、一方新羅に関しては四世紀代の度重なる倭国の新羅への軍事介入があつて、これも高句麗が新羅の倭国への「臣民」化の認識をふかめた理由であろう。辛卯年は以上から通説に反して三三一年とみるのがよく、したがつて辛卯年条を一般にありがちな虚構説で片づけてしまうのは疑問である。

ところで、「属民」と「臣民」の区別であるが、「属民」は碑文をみると朝貢関係とむすびついており、高句麗の華夷思想に裏付けられたものである。即ち、百済・新羅は高句麗太王に朝貢を通して服属していたもので、それは太王の徳を慕つて自ら服属してきたという認識が背景にある。

一方、「臣民」は、朝貢を通しての平和的な服属でなく、外から暴力的に百済・新羅を臣属化してしまつたという認識であろう。武田幸男は、高句麗と百済の夫余同源説（『魏書』百済伝）をもつて、「高句麗は雛牟王（朱豪王）を始祖と仰ぐ本源であり、百済は本源から分れた弟であり、分派なのであつた」、又「新羅は古くから東海岸沿いに居住した穢族を介して高句麗と接していたらしく、又沾解尼師今三（二四八）年に高句麗との結和を伝えている（『三国史記』巻二、同年二月条、『周書』巻五、東川王二年二月条）ところからすれば、かなり古くからの交渉が考えられ、これを高句麗からいえば、新羅を制御していたということになる」とし、「属民」規定は牧歌的な回想にとどまっているとしている。

右の武田の見解を参考にすると、「臣民」という語句にも回想、それも忌まわしい回想を考えてもよい。即ち、辛卯年条の解釈について「倭は辛卯年以來、度々海をわたつてきて、やがて百済・新羅を「臣民」にしてしまつた」と解釈できる。これも高句麗側の認識であるから過去を背負つ

た認識とみてよい。辛卯年はその意味で起点なのであって、そこになにか実態をもとめるべきものではない。

辛卯年を三三一年とみることは、窮屈で恣意的な三九一年説の解釈を是正してくれる。しかし、疑問なのは、なぜ「辛卯年」「三三一年」なのである。一つの解釈として考えるのは、この三三一年の辛卯年は故国原王の即位年にあたっていることである（『三国史記』高句麗本紀）。この王の時代高句麗は亡国的危機をむかえる。すでにみたように三四二年に慕容皝は高句麗を攻める。丸都城を攻略し、王の母と妻は捕えられ、父の美川王の墓もあばかれ、捕虜五万余が連れさられるという事態に陥る。結局、故国原王は慕容氏の前燕に服属し、燕王の冊封体制に組みこまれることによつて（三五五年）、北方の脅威を解決し、南下政策に転じる。三六九年、故国原王は兵二万をもつて百済に侵入したが、百済はこれを撃破した。三七一年になつて高句麗は再び百済を来襲するも敗北に至る。同じ年冬十月、今度は百済は精兵三万をもつて高句麗に侵入平壤城で交戦となり、故国原王は流矢に当たつて敗死してしまふ。百済の進攻、故国原王の敗死という事態の背後に倭国があつたという認識を抱いた高句麗はこの王の即位年「辛卯」を倭の軍事介入の出発点と考えたのであろう。

結局、「辛卯年以来」の解釈は、「故国原王以来」ということになる。これは長寿王からみた忌まわしい回想である。碑文に「百残」「残国」「倭賊」「倭寇」などの卑称を用いているのは、倭についていえば、海賊的存在からの呼称でなく、高句麗王の仁義（政治的秩序）に服せざる存在としての呼称である^③。こうしてみると、辛卯年を三九一年としてしまったのでは、三七一年の故国原王の敗死という忌まわしい事件の回想性が生きてこないことになる。

碑文をみると、好太王の主敵が百済の背後にある倭であることが示されている。六年丙申（三九六年）の好太王の百済「討滅」なるものが倭が背後にありとの認識をもつたものであつたが、百済が「奴客」となると誓う戦果をえて兵を引きあげる。九年己亥（三九九年）になると、その百済が誓約をやぶつて倭と通ずる。その倭人は、新羅の国境に集結して、新羅の「城池を潰破」する。新羅は高句麗に救援を求める。十年庚子（四〇〇年）に高句麗は歩騎五万の大軍をもつて新羅におもむき、「新羅城」に満ちていた倭を退けた。しかし十四年甲辰（四〇四年）になると、倭は帯方界深く侵入したが、退けられる。さらに十七年丁未（四〇七年）には、対戦相手はだれなのか明示はないが、高句麗は歩騎五万の兵を送り「獲る所の鎧鉀一万余領、軍資器械は、数を称ふ可からず」の戦果をえたのである。この丁未年の銘文については、すでに佐伯有清は、『三国史記』新羅本紀、実聖尼師今六年条（四〇七年）、又翌年の条を引いて、新羅救援で倭軍を敗つたものと推測している^④。碑文全体をみてもすでに指摘されているように倭（倭人、倭賊）出現箇所は多数にわたつており（十二箇所^⑤）、好太王の軍も倭兵撃退のため五万という大軍を二度にわたつて派兵している。好太王の功績を述べた碑文ということもあつて、終始倭軍の敗北という歴史になっているが、それにしても高句麗に対する倭の対決も三九六年から四〇七年にわたつて執拗であつて、帯方界まで進入しているのである。高句麗にとっては、百済・新羅の南部朝鮮への進出―支配

であったのであるが、その背後にある倭がかえって主敵であったという印象をうけるのである。少し後になるが、宋の文帝の元嘉十五（四三八）年に倭王珍が倭隋ら十三人に平西・征虜・冠軍・輔国將軍の号を除正せんことを求めたのも（『宋書』倭国伝）、対高句麗戦を戦った倭国の軍事参謀の系譜を引き継ぐ者への進号ではなかったか。

まとめ

本稿は、辛卯年を三九一年とする通説への反論である。これをもう一巡六〇年繰り上げて三三一年とすることによって、三九一年以前の対百濟、新羅、加羅諸国との政治関係（戦争も含めて）の考察の扉が押し拡げられるのではないかと考えた故である。

古代日朝関係史は、その研究史をみると金錫亨[※]の研究を契機に大きな転換をとげた。それは、「史料」というものがその視点の置き方（歴史観）によって一八〇度の転換をみせるほどの解釈を示した。それはまた「史料」のかなり自由な解釈をもうみだしていった。その歴史観とは、皇国史観、大和朝廷中心史観からの「解放」、その「克服」であった。そしてその方法として記・紀批判、とくに正史である日本書紀批判であった。日本書紀はある特定の政治的目的をもって史実が造作・歪曲された史書であるとする認識である。これは強弱はあるが日朝両国の研究者の共通した認識になっている。一方三国史記は、叙事的記事であることもあって比較的すんなりと受け入れられている[※]。また金石文は同時代史料であるが、情報量が少ないため、その解釈は研究の発展とともに増々多様性をおびてきている。正実[※]について、古代日朝関係史は、今後日本と朝鮮史家の間で増々その歴史像を異にしていくと考えられる。

筆者は、日本書紀をもって、政治的意図があつて史実が造作・歪曲された史書であるというようにそれを本質規定してしまうことに疑問をもつ。近年の日朝関係史をみると、日本書紀の史官がなにか特定の政治的使命（意図）をもって史実を巧みに操作・造作して一つの政治的作品を書きあげたと認識する方向にむかっているように思える。しかし、それは多分に近代以降の人々が抱く史書に対する感覚的な反応であつて、古代の史官が史書をそのような目的のために編さんしたわけではなからう。

戦後、日本古代史のなかでさかんになった書紀批判、史料操作に反映法という方法論がある。反映法は、ある書紀の記事をその時期のものとして否定するために、しかもそれは架空の物語ではなく、なんらかの後代の史実が反映されているものとしてその記事を利用する時とる方法である。この方法論によって古代史が大きな成果をうみだしたことは認めなければならないが、近年それがかなり恣意的なものになって印象をうける。反映法は、それによってその記事とは違った新しい「史実」が浮びあがってくるものであるが、各人の反映法の違いによって様々な「史実」が出てきてしまう。即ち、書紀にみえるAという記事は、後の時代のBの史実をもとに書きあげたものだと考えたとすると、そこにあらわれている造

作・歪曲を取り去ってみると、Bという事実があらわれるというものである。その「後の時代」がCにもなったりDにもなったりすると、またBのみでなくCも重なっているとすると一層史実の検出は複雑なものになる。またAの記事のなにを造作とするか、潤色をどの程度みとめるかによっても史実のふくらみは違ってくる。筆者は、書紀に造作・潤色をみとめないということではなく、それを本質規定とはしないということである。書紀の史官にとつて、造作や潤色は、ある特定の意図のもとに史実を隠蔽するためにするものではなかっただろう（全くなかったと断言することは危険であろうが、そういうことは少なかつたであろう）。

本稿は、あまりにも造作・作偽、歪曲・隠蔽が強調されすぎている近年の研究（日朝関係のみならず）に対する批判から書いた。近年の日朝関係史からみると、研究史をもとに（末松・池内・三品の時代）もどしたばかりのことではないかとお叱りをうけるかもしれないが、研究進展のためには現在支配的な方法論や見方とは違つた方法論や見方を強調しておくことも必要ではないかと思つている。（二〇〇四年八月三十日記）

〔註〕

- ① 『任那興亡史』第三章、(一)と(三)。一九七一年、増訂版。
- ② 『日本上代史の一研究』四、五章、一九七〇年。
- ③ 『日本書紀朝鮮関係記事考証、上巻』、以下の引用もすべてこの書による。
- ④ 三品は「文献を批判し、その成立を解説することは不可欠の作業であるが、その故に隠されている史実を見失つてはならぬ。文献に対する極端な造作論や反映論は、それに止まる限り、文献盲信主義との距離は余り大きくなかろう」（前掲書③の一七六く七ページ）と注意している。
- ⑤ 『日本古代王権形成史論』一九八三年、『古代の日朝関係史』一九八九年。
- ⑥ 百濟記には、木満致の任那での暴政を聞いて天皇が召したとある。
- ⑦ この見方は独創的で納得させられてしまいそうであるが、王の亡命でなく臣下の亡命であるから一括支配の継承が正当化できるかどうか疑問となる。亡命政権ならば話は別であるが。
- ⑧ 『大伽耶連盟の興亡と『任那』』四・八章、一九九二年。
- ⑨ 田中は、神功紀六十二年条（修正紀年四四二年とみる）を、倭国は加羅（大伽耶）に進出をめざしたが失敗したと解釈している（「倭五王と朝鮮」、姜徳相先生古稀退職記念『日朝関係史論集』所収、二〇〇三年）。
- ⑩ 吉田晶は、千熊長彦と百濟王の盟約を倭国と百濟国との盟約外交として、三六九年の史実として積極的にとらえようとしている（『七支刀の

謎を解く』第三章、二〇〇一年）。

⑪ 『古代朝鮮諸国と倭国』第二章二節、一九九七年。

⑫ 前掲書⑩に同じ。

⑬ 山尾説の干支三巡下げる点については、田中卓にも批判がみえる。田中によると、神功紀四十九年条には、百済王肖古王及び王子貴須が軍を率いて来会し、木羅斤資と意流村で会ったことになっており、その時代は近肖古王（三四六〜三七五年）や近仇首王（三七五〜三八四年）の時代であって、毗有王（四二七〜四五五年）の時代とは一致しないこと、第二に応神天皇二十五年条は、木満致が直支王の亡くなった（『三国史記』では四二〇年、日本書紀では四一四年）あとの久爾辛王の時に国政をとったとの記事がみえる。したがって直支王薨去時に三十歳とすると熊津に逃げた四七五年（『三国史記』）の時には八十五歳でとくに不自然でない。第三にソツビコの問題についてであるが、ソツビコは井上光貞氏によって四世紀後半頃の人となるが、仁徳紀四十一年条にみえるソツビコは干支二運（一一二〇年）おろすと四七三年となって不都合になるので、これは一運（六〇年）だけ下げて四一三年として理解できる。即ち、神功紀と応神紀は二運、仁徳紀は一運の年代操作（修正）によって日本書紀の讖緯説による紀年延長を解決できるとする。（田中卓『古代天皇の秘密』一九七九年、のち『田中卓著作集―邪馬台国と稻荷山刀銘』第六章）

⑭ 滝川政次郎は、神功皇后のいわゆる三韓征討の話は、具体的には神功皇后紀四十九年己巳（三六九年）の荒田別・鹿我別の出兵記事に当るものとされ、三韓征討の記事は上毛野氏の纂記によって記述されたものであるとされる（『神功皇后時代の国際情勢』、神功皇后論文集刊行会編『神功皇后』所収、一九七二年）。三韓征討の話を実史とみる見解に、その具体的な実史として、『三国史記』新羅本紀奈勿王九（三六四）年の「倭人、大いに至る」という記事にあたるものとする見解がある。（橋本増吉『東洋史上より見たる日本上古史研究』六四七ページ、一九五六年）。

⑮ 滝川政次郎、前掲論文⑭。若井敏明「応神朝における歴史過程」、（藺田香融編『日本古代社会の史的展開』所収、一九九九年）。

⑯ 『日本書紀の真実―紀年論を解く―』第三章、二〇〇三年。倉西は、紀年の累計と実際の経過年数のズレは神功紀において一二〇年プラス方向に加筆されているが、一方応神元年から雄略五年まではマイナス一二〇年ズレている（即ち、応神元年から雄略五年は実際は七二年間のものが、紀年上は一九二二年になっている）ことを指摘し、書紀の編年をめぐる、神功紀と応神元年から雄略五年までとが、プラスマイナス一二〇年の構想によって構築されている事実を強調している。

⑰ この点については、拙稿「日本書紀の紀年論―初期ヤマト王権解明のための方法論の検討―」（『大東文化大学紀要、人文科学』40号、二〇

〇二年)、同「日本書紀の紀年論2—初期ヤマト王権解明のための方法論の検討—」(『大東文化大学紀要、人文科学』41号、二〇〇三年)を参照。

⑱ 武田幸男は、「臣民」というのも「高句麗に敵対する諸国間の支配—隷属関係を示すにすぎないのであり、例えばこれを後代の典型的な専制君主下の「臣民」などと想定するのは、歴史的理解にもとること甚しい」とされている(『高句麗と東アジア』一七九ページ)

⑲ 武田説は、「虚構性」に反対する説得力ある論稿である(前掲書⑱の一七八〜九ページ)

⑳ 武田前掲書⑱の一四ページ。

㉑ 金廷鶴『任那と日本』(『日本の歴史』別巻1、一九七七年)も「而るに倭、辛卯年以来、海を渡り、百済□□新羅を破り、似て臣民となす」と解釈して、辛卯年(三九一年)一回でなく何回も倭の侵略があったとされている。朝鮮史家の方からこうした解釈をとるのはめずらしいのではないか。

㉒ 故国原王は『魏書』高句麗伝にはしやう釗としてあらわれ、慕容氏による屈辱的敗北と百済によって殺されたことが記されており、長寿王の璉は「釗の曾孫璉」として特記されている。長寿王が曾祖父故国原王を強く意識していたことがうかがえる。

㉓ 川崎晃「高句麗好太王碑と中国古典」

㉔ 佐伯有清『古代史演習 七支刀と広開土王碑』一九七七年。『三国史記』新羅本紀の実聖尼師今六年条に「春三月、倭人侵東辺。夏六月又侵南辺。奪掠一百人」、七年「春二月、王聞倭人於对馬島置營。貯以兵革資糧。以謀襲我。…」の記事がみえる。

㉕ この十七年丁未年の相手を百済とみる見解もある(王健群『好太王碑文の研究』二〇五〜六ページ)。

㉖ 白崎昭一郎『広開土王碑文の研究』二四五ページ。

㉗ 末松はかつて「好太王の南征は南朝における日本の勢力を払うことが出来なかったのみならず、むしろ日本の勢力を固めるに役立った」とする結論をのべている(『任那興亡史』七八ページ)。

㉘ 『古代朝日関係史—大和政権と任那—』(朝鮮史研究会訳、一九六九年)

㉙ 三国史記の整齊的な王権史より、日本書紀のなかにかえってその当時の生々しい朝鮮の王権史がうかがわれることがあることは、三品彰英や笠井倭人の研究によって明らかになっている。三品前掲書、笠井倭人「中国史書における百済王統譜」(『古代の日朝関係と日本書紀』二〇〇〇年)。

補① 中西進「古代天皇はなぜ長寿なのか」

『古代史講座 謎に迫る』二〇〇二年)

(二〇〇四年九月六日受理)